

青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

仕事と生活の両立支援を拡充するため「地方公務員の育児休業等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、部分休業制度を拡充するため、改正しようとするもの

2 青森市職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容

(※)

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、職員の部分休業制度を拡充するもの

(※) 部分休業制度

職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間について、休業することができる制度

(1) 第 1 号部分休業に係る規定

1 日につき 2 時間以内の範囲で取得できる現行の部分休業（第 1 号部分休業）に係る承認を勤務時間のうち 30 分を単位として承認するよう改める。

【現行】 勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として承認

【改正】 勤務時間のうち 30 分を単位として承認

(2) 第 2 号部分休業を請求できる範囲として条例で定める時間

最大 1 日単位でも取得できる新設の部分休業（第 2 号部分休業）について 1 年間に請求できる上限の時間を条例で定めるもの

【常勤職員】 7 7 時間 30 分（10 日分）

【非常勤職員】 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

3 青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の主な改正内容

最大 1 日単位でも取得できる第 2 号部分休業を新設することに伴い、企業局職員に適用される部分休業の定義を 1 日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことに改める。

【現行】 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと

【改正】 1 日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないこと

4 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日 （上記 2 部分休業に係る請求の申出は令和 7 年 7 月 1 日）